

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ（第9回）
中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会（第8回）
第8回合同会合

議事次第

日 時：平成26年3月3日（月）14：00～16：30

場 所：ベルサール三田 Room1+2+3
東京都港区三田 3-5-27 住友不動産三田ツインビル西館 1F

議 題：1. ヒアリング意見を踏まえた自由討議

2. その他

配布資料：

資料1 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容
器包装リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会
部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合委員名簿

資料2 容器包装リサイクル制度に関する主な意見

参考資料1 参考資料集

参考資料2 容器包装リサイクル法関係者等による提言書・要望書一覧

産業構造審議会産業技術環境分科会
廃棄物・リサイクル小委員会
容器包装リサイクルワーキンググループ 委員名簿

(敬称略、50音順)

座長

郡 篤 孝 同志社大学経済学部教授

委員

有田 芳子 主婦連合会副会長 / 環境部長
石塚 久継 ガラスびんリサイクル促進協議会会長
織 朱實 関東学院大学法学部教授
川村 節也 紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事
鬼沢 良子 NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
小林三喜雄 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長
酒巻 弘三 スチール缶リサイクル協会専務理事
佐々木五郎 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
篠木 幹子 中央大学総合政策学部准教授
杉山 涼子 常葉大学社会環境学部教授
鈴木 啓子 日本百貨店協会環境委員会委員
砂田 一彦 一般社団法人日本貿易会企画グループ部長
宗和 暢之 有限責任監査法人トーマツパートナー
辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問
筑紫 勝磨 日本洋酒酒造組合理事
永田 勝也 早稲田大学環境・エネルギー研究科教授
西井 弘明 段ボールリサイクル協議会理事運営委員長
花澤 達夫 一般財団法人食品産業センター専務理事
馬場 未希 日経 BP 社日経エコロジー編集副編集長
平尾 雅彦 東京大学大学院工学系研究科教授
水戸川正美 PET ボトルリサイクル推進協議会会長
宮田 勉 日本商工会議所環境専門委員会委員
椋田 哲史 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
村山 拓己 一般社団法人日本アルミニウム協会専務理事
百瀬 則子 日本チェーンストア協会環境委員会委員
柳田 康一 日本石鹼洗剤工業会理事環境委員会委員

中央環境審議会循環型社会部会
容器包装の3R推進に関する小委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長

永田 勝也 早稲田大学環境・エネルギー研究科教授

委員

石川 雅紀 神戸大学大学院経済学研究科教授
岩田 利雄 全国町村会副会長(千葉県香取郡東庄町長)
上野 正三 全国市長会廃棄物処理対策特別委員会委員長(北海道北広島市長)
大塚 直 早稲田大学法務研究科教授
鬼沢 良子 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
小寺 洋一 独立行政法人産業技術総合研究所環境管理技術研究部門吸着分解研究
グループ上級主任研究員
小林三喜雄 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長
酒井 伸一 京都大学環境科学センター教授
崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
佐々木五郎 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
篠木 幹子 中央大学総合政策学部准教授
杉山 涼子 常葉大学社会環境学部教授
筑紫 勝麿 日本洋酒酒造組合理事
羽賀 育子 容器包装の3Rを進める全国ネットワーク副運営委員長
橋本 光男 全国知事会事務総長
長谷川 浩 大日本印刷株式会社環境安全部シニアエキスパート
花澤 達夫 一般財団法人食品産業センター専務理事
牧野梅三郎 全日本自治団体労働組合現業局長
三富 暁人 東洋製罐株式会社環境・品質保証・資材本部環境部長
宮田 勉 日本商工会議所環境専門委員会委員
棕田 哲史 一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
百瀬 則子 日本チェーンストア協会環境委員
森口 祐一 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
柳田 康一 日本石鹼洗剤工業会環境委員会委員
山川 幹子 NPO法人愛知環境カウンセラー協会副会長
吉儀 尚浩 日本製薬団体連合会環境委員会委員長

容器包装リサイクル制度に関する主な意見

I. 容器包装リサイクル法の評価

- ・ 容器包装リサイクル法の施行により、市民の環境への関心・リサイクル意識の向上、自治体における分別収集を始めとした3Rの取組、事業者による容器包装の軽量化や店頭回収等による自主的な回収等の取組が進み、一般廃棄物の排出量の減少、最終処分場の延命等に一定の効果をもたらしてきたと評価してよいのではないかと。
- ただし、環境負荷や社会的コストの低減、2Rの更なる推進を図る余地があるのではないかと。

II. 個別課題

1. 2R（リデュース、リユース）

① 全般論

- ・ リサイクルより優先的に取り組まれるべき2Rをより一層推進するため、過剰包装対策等の2R施策を強化するべきではないかと。また、その場合には法改正の必要に応じ名称の変更も検討するべきではないかと。
- ・ 事業者による自主行動計画に基づく自主的取組により容器包装の軽量化等が進展しているため、引き続き自主的取組の推進により2Rを推進することが適当ではないかと。
- 容器包装は、食品の腐敗防止、取扱説明等の表示スペース、取扱い上の簡便性等を考慮して設計されているため、強制的・画一的な対応ではなく、まずは過剰包装をターゲットとして、環境配慮設計（軽量化、薄肉化、過剰包装の排除等）について事業者と消費者の連携（コミュニケーション）によって検討していくことが望ましいのではないかと。

② リデュースの推進

- ・ その削減効果にも鑑み、特に同一地域内にレジ袋無償配布中止に取り組まない事業者が存在し公平性の確保が必要な地域において有料化に取り組むためには、レジ袋の無償配布の禁止を法制化するべきではないかと。
- 消費者のニーズや、業態の特性に応じて、有料化に限らず、声かけや適正サイズの使用等により削減が進んでいるため、業態特性等を踏まえた有料化以外の方法で削減する自主的取組を尊重することが適当ではないかと。
- 諸外国の事例や他のリサイクル法の制度も参考にしつつ、小売事業者に国が定める削減目標の達成義務を課す等の施策について検討が必要ではないかと。

③ リユースの推進

- ・ 地域循環圏構築の観点や、環境負荷低減と経済合理性のバランスの観点を踏まえ、地産地消のびんリユースモデルを構築していくことが重要であり、そのためには、地方自治体が取組宣言をすること等により積極的にバックアップすることが有効ではないか。
- ・ リユースの阻害要因等について調査の上、規格の統一、行政や学校による積極的導入等、リユース容器の活用を支えるシステムについて検討するべきではないか。
- ・ びんリユース推進策として、自主回収認定（18条認定）基準の緩和を検討するべきではないか。
- 市場でリユースびんが減少している現実を踏まえた施策の検討が必要ではないか。

④ その他

- ごみの排出量を抑制するためには、ごみ収集袋の有料化等の自治体における分別収集の工夫が効果的ではないか。
- 2Rを進めるためには、各地域において関係主体が連携・協働して取組む自主的な体制づくりが有効ではないか。また、3Rマイスターをより一層活用するべきではないか。
- ・ 容り法に基づく定期報告義務対象者（容器包装多量利用事業者）の事業者名や取組情報等、消費者のグリーン購入に資する情報等を公開し、社会全体でモニタリング・協力できるようにすることにより、事業者や消費者による自主的取組を後押しすることが有効ではないか。

2. 分別収集・選別保管

① 自治体と事業者の役割分担・費用分担等

- ・ 現行の役割分担の下で一定の効果をあげているため、現行の役割分担を維持することが適当ではないか。
- ・ 特定事業者に対し、より多くの負担を課すことで2Rを進めるため、容器包装ごみの分別収集も特定事業者の責任とするべきではないか。
- ・ 事業者に分別収集費用を負担させる前に、まず自治体が一般廃棄物会計制度に基づく費用の透明化を進め、その費用を公開し、最もコストのかからない回収方法を検討・採用する等、分別収集の効率化に努めることにより、社会的コスト全体の最小化を図るべきではないか。
- 各主体の連携により効率的な分別収集を進展させることが重要であり、事業者に分別収集の役割を課す等の役割分担の変更は民間主体の創意工夫による効率的な回収の取組（集団回収・店頭回収等）を阻害、後退させることになるため、不適当ではないか。

- ・ 自治体は、特定事業者が適切に再商品化義務を果たすため、普及啓発活動等を通じて容器包装ごみの分別収集に努力していることから、自治体の分別収集に係る取組に対して、事業者が一定程度の負担をするべきではないか。
- ・ 自治体の分別収集の効率化には、事業者からのノウハウの共有等、それぞれの主体が有機的に連携することが有効ではないか。
- ・ 拠出金制度は、想定単価の見直しにより拠出金が大幅減少しており、自治体の財政負担の増加が危惧されるため、安定的な仕組みの検討が必要ではないか。
- 拠出金は減少しているが、それは問題ではなく、社会的コストの減少に繋がっていると捉えるべきではないか。

② 店頭回収等の多様な収集ルートの促進

- ・ 店頭回収物について各自治体が廃棄物処理の規制をどのように課すかが不明確であることが阻害要因となっているため、店頭回収物の廃棄物処理法上の取扱いを明確化するべきではないか。
- ・ 店頭回収等の自主的回収の取組に対し、評価・顕彰等のインセンティブを与えるべきではないか。

③ プラスチック製容器包装の分別収集のあり方

- ・ 分別収集に取り組む自治体の増加、分別収集量の増加を図るべきではないか。
- ・ プラスチック製容器包装の有効利用の方法として、ごみ発電と容リ法参加とどちらが望ましいか戸惑う市町村が多いのではないか。
- ・ 消費者の分別時の分かりやすさの増進、資源の有効利用の促進のため、素材が類似するクリーニング袋、製品プラスチック等の容器包装以外のプラスチックも分別収集の対象とすることを検討するべきではないか。
- ・ リサイクル原料として良品な指定収集袋等を容器包装と合わせて処理することは、自治体の収集コストの削減や再商品化収率の向上を通じて容リ制度の効率的運用に資するものであることから、異物扱いとするべきではないのではないか。
- ・ プラスチックは金属リサイクルと大きく異なり、主に容器包装以外に利用される熱硬化性樹脂は再成形できないこと等の素材特性があることに留意するべきではないか。
- プラスチック製品は数多く、様々な種類の素材が使用されているため、分別収集の対象とすることは不適當ではないか。仮に議論するとしても、プラスチック製品のリサイクルについて議論する際は、プラスチック製品の製造事業者等の関係者を交えて慎重に議論するべきではないか。
- ・ 自治体が分別基準適合物を得るために異物を除去する作業と、落札した再商品化事業者が分別基準適合物から再商品化向けの素材を仕分ける作業が二重となっているため、合理化するべきではないか。

- ・ 自治体の分別作業と再商品化事業者の分別作業は、質や作業内容等が異なるため、これを一体化すると再商品化の効率や環境負荷等の面で効率が悪化し、現行の仕組みを後退させる懸念が大きいのではないか。

④ その他

- 事業系の容器包装や、店頭回収・集団回収で回収した容器包装を、一般廃棄物を対象とする法律である容器包装リサイクル法に位置づけ、特定事業者の再商品化義務対象とするべきではないか。
- ・ ガラスびんについては、残さの減量のため、分別収集方法改善とガラスびん単独収集の推進を検討するべきではないか。

3. 再商品化（プラスチック製容器包装の再商品化のあり方）

- ・ 材料リサイクル手法は、市民に分かりやすく実感でき、分別排出のインセンティブとなっているため、材料リサイクルの優先的取扱いを継続するべきではないか。
- ・ 材料リサイクルされた製品は、社会における様々な分野で製品材料として役立てられているため、更なる需要拡大に努力するべきではないか。
- ・ 材料リサイクルについては、品質や価格面で付加価値の高い再商品化の事例もある一方、そうではない再商品化製品も多いといった問題が現実にあるのではないか。
- ・ 適正規模の確保や再生材の基準策定、工程管理の標準化、関係主体間のネットワークによるサプライチェーンの形成等により、優良な材料リサイクル事業者を育成することが必要ではないか。
- ・ 材料リサイクル優先枠において、より競争原理を働かせ、コスト競争力のある事業者がより多く落札できるようにすることで落札価格の低減を図るべきではないか。
- ・ 材料リサイクルの優先的取扱い開始から既に13年が経過しているため、材料リサイクルの政策的な育成・保護のための競争制限的な入札制度を見直し、自由な市場競争を促進して社会的コストを低減するべきではないか。
- 固形燃料化手法は、燃料として使用される石油の節約となり、また、CO2削減や社会的コスト低減に貢献する可能性を有すると考えられるため、一般枠における通常のリサイクル手法として認めるべきではないか。
- ・ ケミカルリサイクルのうち一部の手法は熱回収利用されているため、固形燃料化手法と同様の取扱いとして整理するべきではないか。
- ・ 利用用途がプラスチック原料となる再商品化手法が、プラスチック製容器包装の再商品化手法として望ましいのではないか。
- ・ プラスチック製容器包装の特性に鑑みれば、材料リサイクルとケミカルリサイクルのそれぞれに課題があることから、再生材市場に応じたりサイクル手法の適切なバランスを保ちつつ、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴に応じた環境整備が重要ではないか。

- ・ 材料リサイクルに向く材質の容器包装ごみは材料リサイクルの高度化に用い、材料リサイクルに向かない材質の容器包装ごみはケミカルリサイクルやエネルギー資源として活用するための分別・回収方法を検討するべきではないか。
- ・ 地域ブロック制等の形で、自治体の希望に応じて、一定の条件の下で、入札に先立ち事前に自治体が再商品化手法を選択可能とするべきではないか。また、リサイクル手法に応じたペール引取基準の緩和も検討するべきではないか。
- ・ 自治体と連携した普及啓発活動の継続性維持のため、自治体、指定法人及び再商品化事業者の契約は複数年とするべきではないか。
- 材料リサイクルで出た残渣を、ケミカルリサイクルで活用することを検討するべきではないか。
- 仮に固形燃料化等の燃料利用手法を通常的手法として認める場合には、一定以上のエネルギー効率等の要件を求めるべきではないか。
- リサイクル手法を評価する際は、まずは様々なデータに基づき共通認識をもつべきではないか。

4. 分別排出

- 分別収集の質の向上のためには、消費者による分別排出の徹底に加え、ソーティングセンターの導入を検討するべきではないか。
- これまで市民のリサイクル意識の醸成に貢献してきた排出段階できれいに分別させる現在の仕組みを壊さないよう留意するべきではないか。ただし、消費者が無償で分別排出に協力していることについても、社会的な負担の一つとして考慮するべきではないか。
- 市民に分別排出を求めることは、リサイクル意識の向上等の教育的効果があるのではないか。また、分別排出意識を高めるためには、分別収集されたものがどのように活用されているかを消費者に情報提供することが有効ではないか。
- ・ 分別収集未実施自治体の存在が、市民の関心の低下に繋がっているのではないか。
- ・ 市民は分別、リサイクルにそう労力を割けない（複雑すぎると分別排出されない）ことに留意するべきではないか。
- 小規模自治体においては、分別項目が多い市町村ほど廃棄物を減量化できている傾向にある。分別の複雑さが問題なのではなく、市民と行政のコミュニケーションの中で、それぞれの市町村がそれぞれの市町村に合った分別排出方法や啓発方法を検討することが重要ではないか。
- ・ 排出者責任を明確にし、徹底した分別排出と家庭ごみの有料化を促進するべきではないか。
- ・ 市町村における分別排出の普及啓発の強化を検討するべきではないか。
- ・ 関係主体の連携によって、一層効果的な消費者啓発の推進が必要ではないか。

5. その他

① 識別表示のあり方

- 紙製容器包装について、容リルート回収のみではなく、いわゆる古紙ルート回収（雑がみ分類等）も活用するため、容器包装に付す紙マークについて、古紙回収ルートでも回収可能な紙単体のものと、複合品とで区分化する等の対応が必要ではないか。
- ・ 識別表示制度について、市民へのわかりやすさの観点から、サイズの拡大、複数の素材を用いた製品に表示する際の分かりやすさの向上等の対応が必要ではないか。

② その他

- リサイクル率の高いペットボトルは、有価で取引されていることもあり、容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象から除外するべきではないか。また、段ボールやアルミ缶等と同様に、専ら再生利用の目的となる廃棄物扱いとするべきではないか。
- 市町村が収集したペットボトルの安定的な国内循環を推進するべきではないか。ただし、国内循環が困難な場合が現実としてあるのではないか。
- ・ 再商品化製品の利用率拡大を通じた再商品化費用及び環境負荷の低減のため、再商品化製品利用事業者及び特定事業者において、環境に配慮された容器包装や再生材の使用量拡大を促進できる仕組みづくりを検討するべきではないか。
- 単一素材の容器包装の場合に再商品化委託料金を減免するなど、環境配慮設計に応じて、再商品化委託料に差を設けるべきではないか。
- 材料リサイクルに向かないとされる複合素材の容器包装は、リデュースの取組結果であることに留意するべきではないか。
- ・ 再商品化委託料等については、容器メーカー等の上流でまとめて支払業務を行い、流通段階において価格に転嫁する方法に変更するべきではないか。
- ただ乗り事業者対策を推進するため、欧州におけるグリーン・ドット制度のように、再商品化義務を履行済みであることを証明するマーク制度等を検討するべきではないか。
- ・ 再商品化義務を免除されている小規模事業者に係る再商品化費用については、自治体の負担ではなく事業者の負担とするべきではないか。
- 小規模事業者は、財政基盤が強くないため社会的システムに参加するためのハードルが高く、容器包装リサイクル制度の対象とすることは困難ではないか。

參考資料集

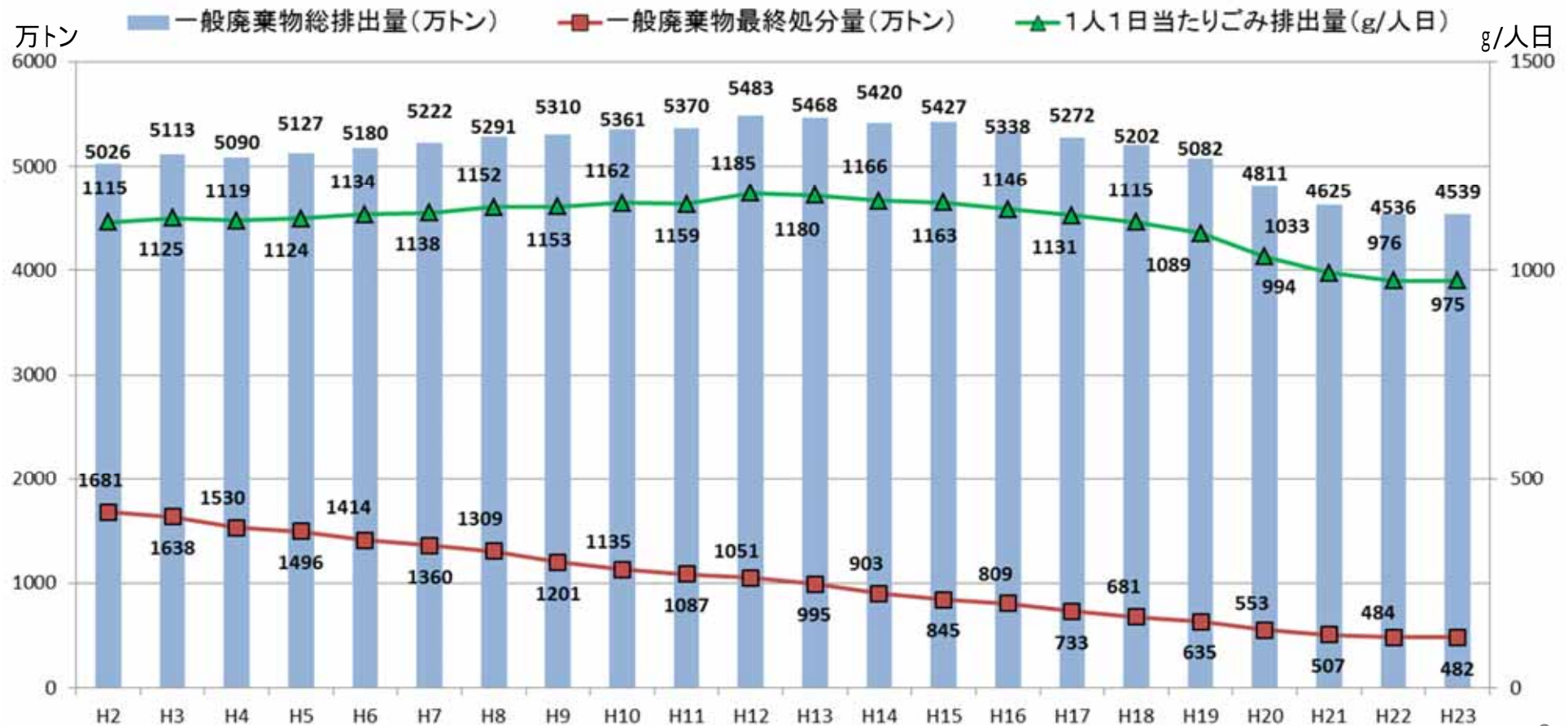
容器包装リサイクル法の評価

一般廃棄物総排出量・一般廃棄物最終処分量・1人1日当たりごみ排出量

我が国のごみの排出量は、平成12年度をピークに減少しており、平成23年度においては、4,539万トンとなっている。

このうち、容器包装廃棄物が占める割合は容積比で約54%、湿重量比で約24%となっており、約60%を占めると言われていた容積比は減少している。

1人1日当たりごみ排出量は、直近は975gと、法制定時（平成7年。1138g）から14%、ピーク時（平成12年。1,185g）から約18%、減少している。



出典：環境省「日本の廃棄物処理」

一般廃棄物最終処分場の状況

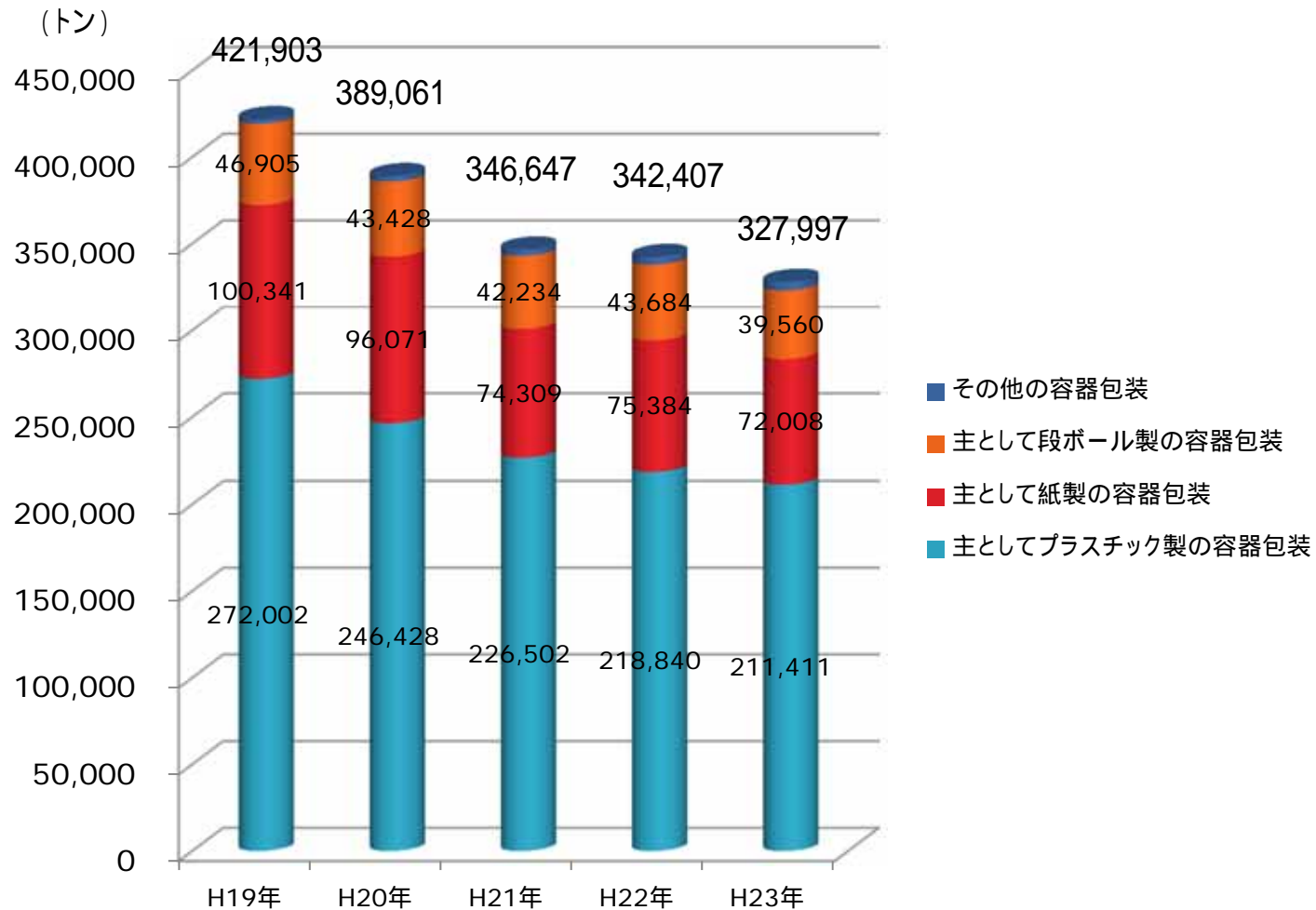


出典:環境省「日本の廃棄物処理」

1.2 R (リデュース、リユース)

小売業事業者に係る容器包装排出抑制促進措置

- 定期報告提出事業者の、過去5年間の容器包装使用量の推移について分析したところ、平成23年度実績の容器包装の使用総重量は327,997トンであり、平成19年度実績と比較して約9.4万トン(約22%)減少。



1.2 R (リデュース、リユース)

リデュースに関する事業者の自主的取組

3 R 推進団体連絡会によるリデュース(軽量化・薄肉化等による使用量削減)の取組

素材	2015年度目標 (2004年度比)(1)	2012年度 実績	2006年度から の累計削減量	備考
ガラスびん	1本当たりの平均重量で 2.8%の軽量化	2.1%	143千トン	
ペットボトル	指定ペットボトル全体で15% の軽量化効果	13.0%	331千トン	2015年度目標を 10%から上方修正
紙製容器包装	総量で11%の削減	9.9%	711千トン	2015年度目標を8% から上方修正
プラスチック製 容器包装	削減率で13%	11.5%	58千トン	
スチール缶	1缶当たりの平均重量で5% の軽量化	4.9%	115千トン	2015年度目標を4% から上方修正
アルミ缶	1缶当たりの平均重量で3% の軽量化	3.8%	53千トン	
飲料用紙容器 (2)	牛乳用500ml紙パックで3% の軽量化	1.0%	165トン	
段ボール	1m ² 当たりの平均重量で5% の軽量化	3.6%	985千トン	2015年度目標を 1.5%から上方修正

(1) 各団体の目標値については、必要に応じて見直しを検討する。

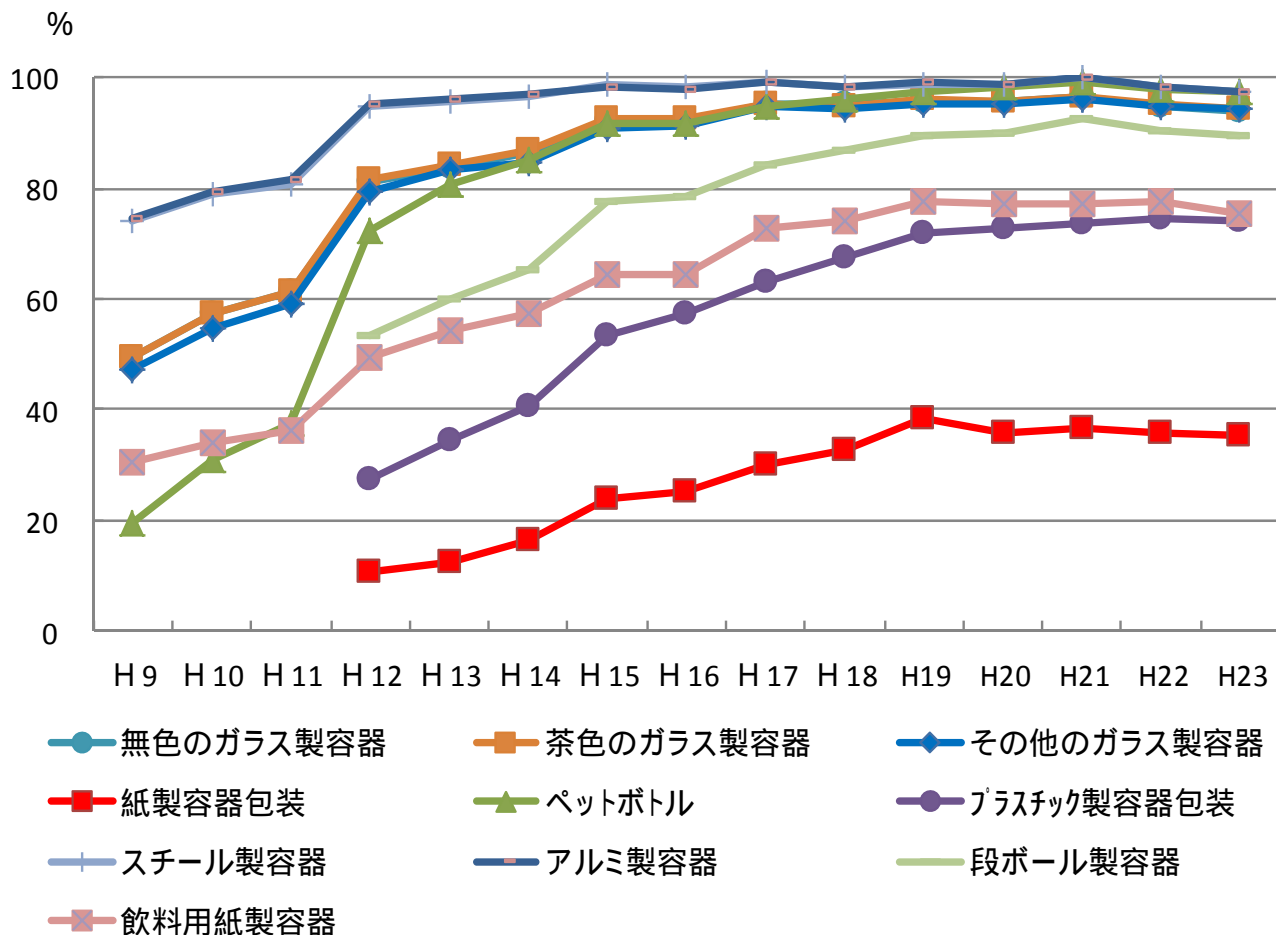
(2) 2005年度比。紙パック原紙の仕様レベルで比較。

(出所) 3 R 推進団体連絡会 第二次自主行動計画
2013年フォローアップ報告(2012年度実績)

2. 分別収集・選別保管

全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

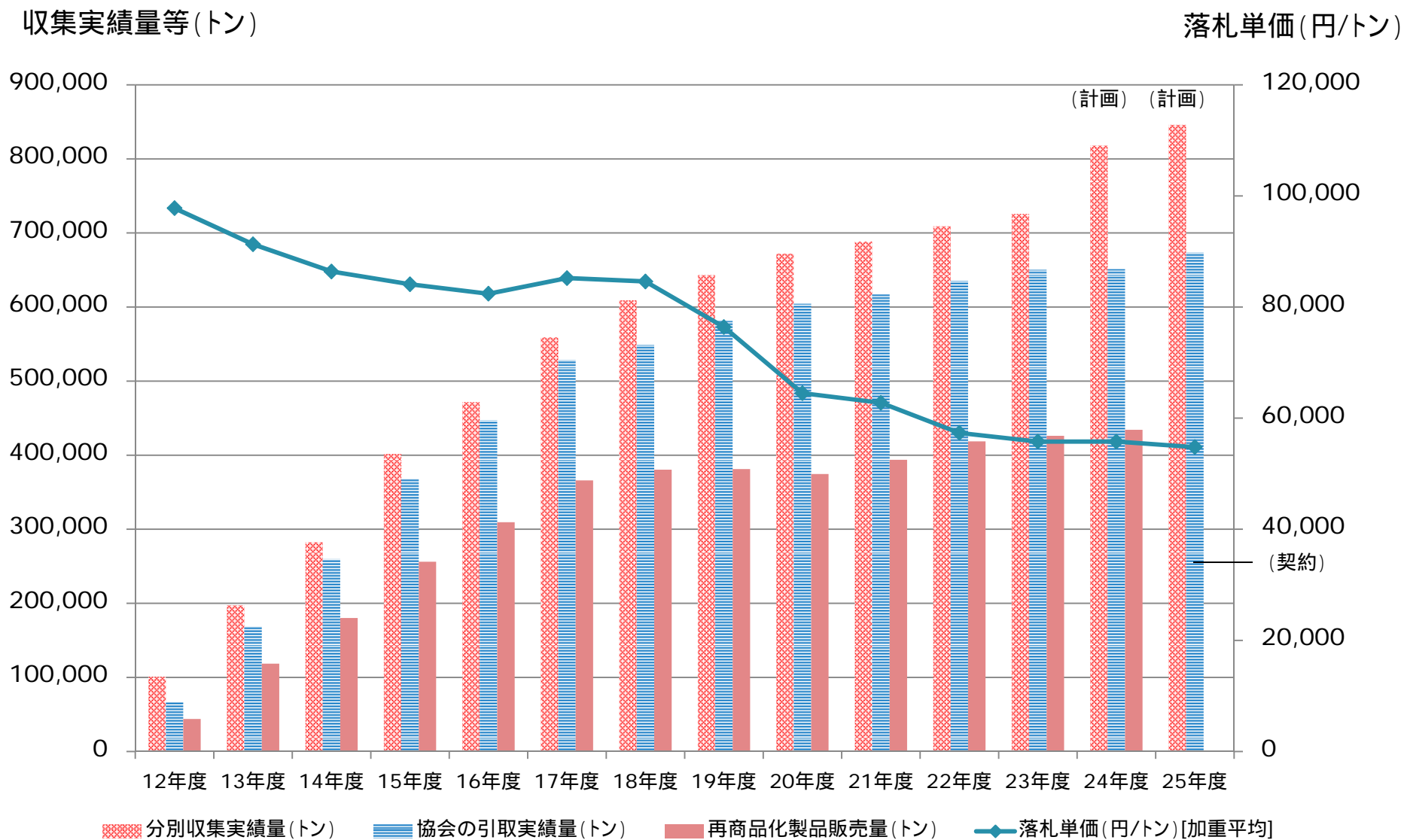
分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶については9割を超えているが、紙製容器包装は低い割合であり、プラスチック製容器包装は近年横ばいである。分別収集量は全体量は増加しており、特に、ペットボトルの分別収集量が増加している。



品目	H23年度 実施割合 (%)
無色のガラス製容器	94.1
茶色のガラス製容器	94.3
その他のガラス製容器	94.5
紙製容器包装	35.2
ペットボトル	97.2
プラスチック製容器包装	74.2
(うち白色トレイ)	29.1
スチール製容器	97.5
アルミ製容器	97.5
段ボール製容器	89.6
飲料用紙製容器	75.4

2. 分別収集・選別保管

プラスチック製容器包装の分別収集量、指定法人ルート量・単価の推移

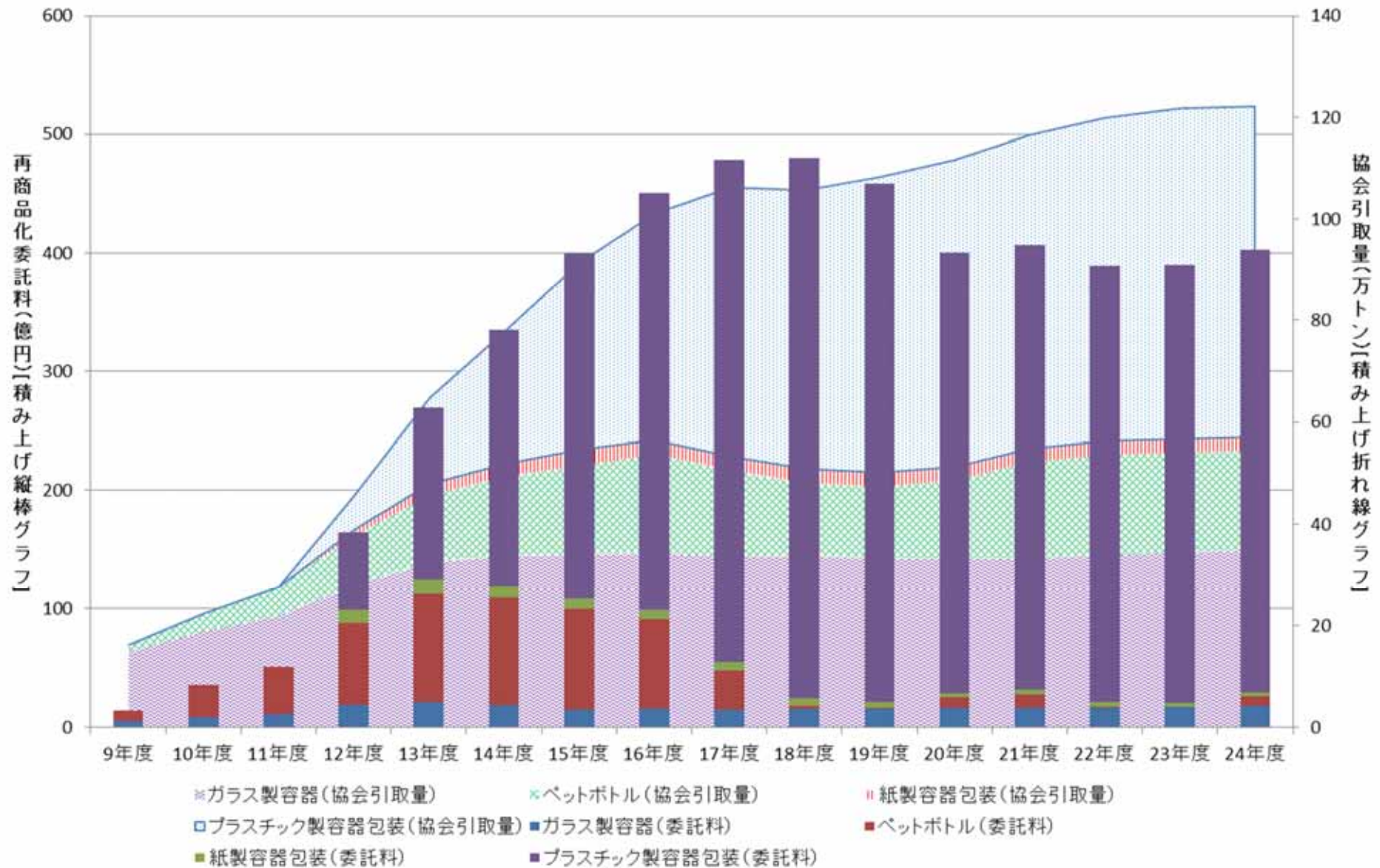


24年度と25年度の分別収集実績量は計画量、25年度の協会引取実績量は契約量。

出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会、環境省(分別収集実績量)

2. 分別収集・選別保管

特定事業者が負担する委託額の推移



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

2. 分別収集・選別保管

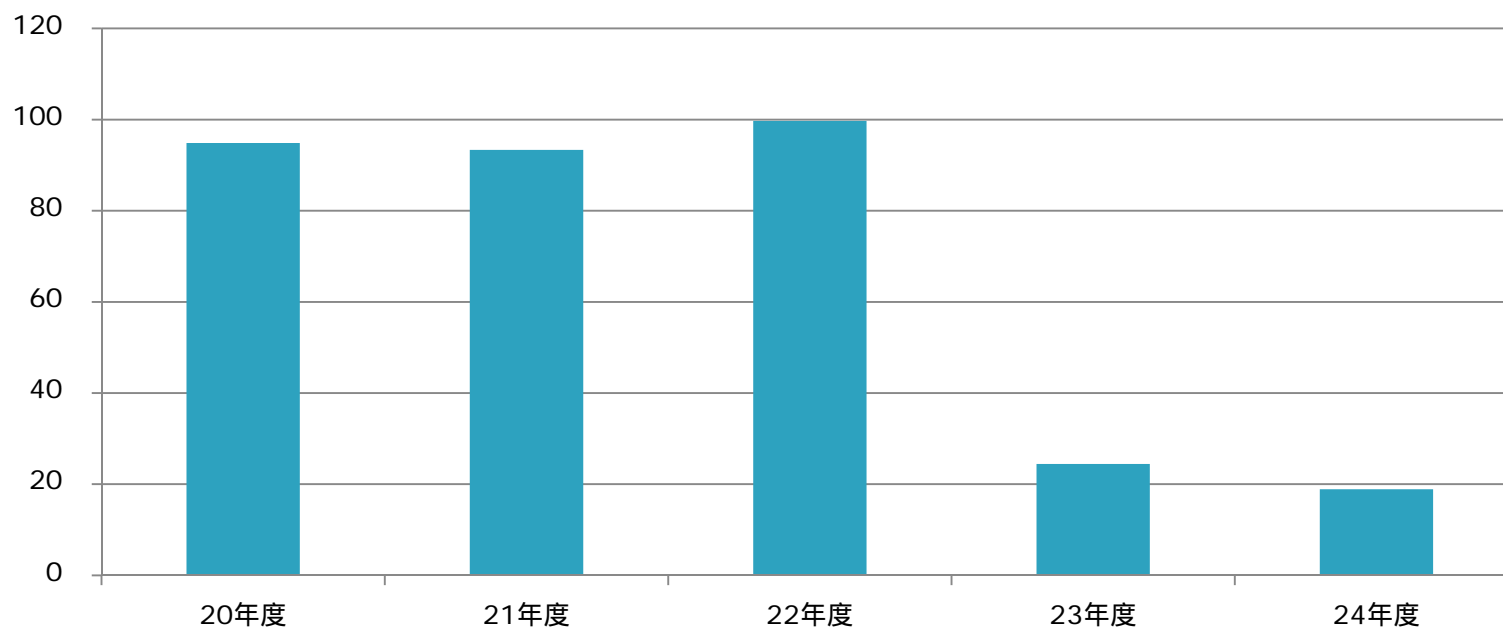
リサイクルの合理化に貢献した市町村への資金拠出制度の状況

市町村が分別収集を徹底したり、事業者が薄肉化等の排出抑制に努めることにより、再商品化過程に引き渡される容器包装廃棄物の質が向上し、量も抑制され、その結果実際の再商品化費用総額が、当初想定していた再商品化費用総額よりも下回ることとなる。市町村合理化拠出金は、この差額のうち、当該市町村の寄与分（差額の2分の1）を市町村に拠出するもので、前回法改正において制度化された。

資金拠出制度導入後、ベール品質も高品質化が進んだ。

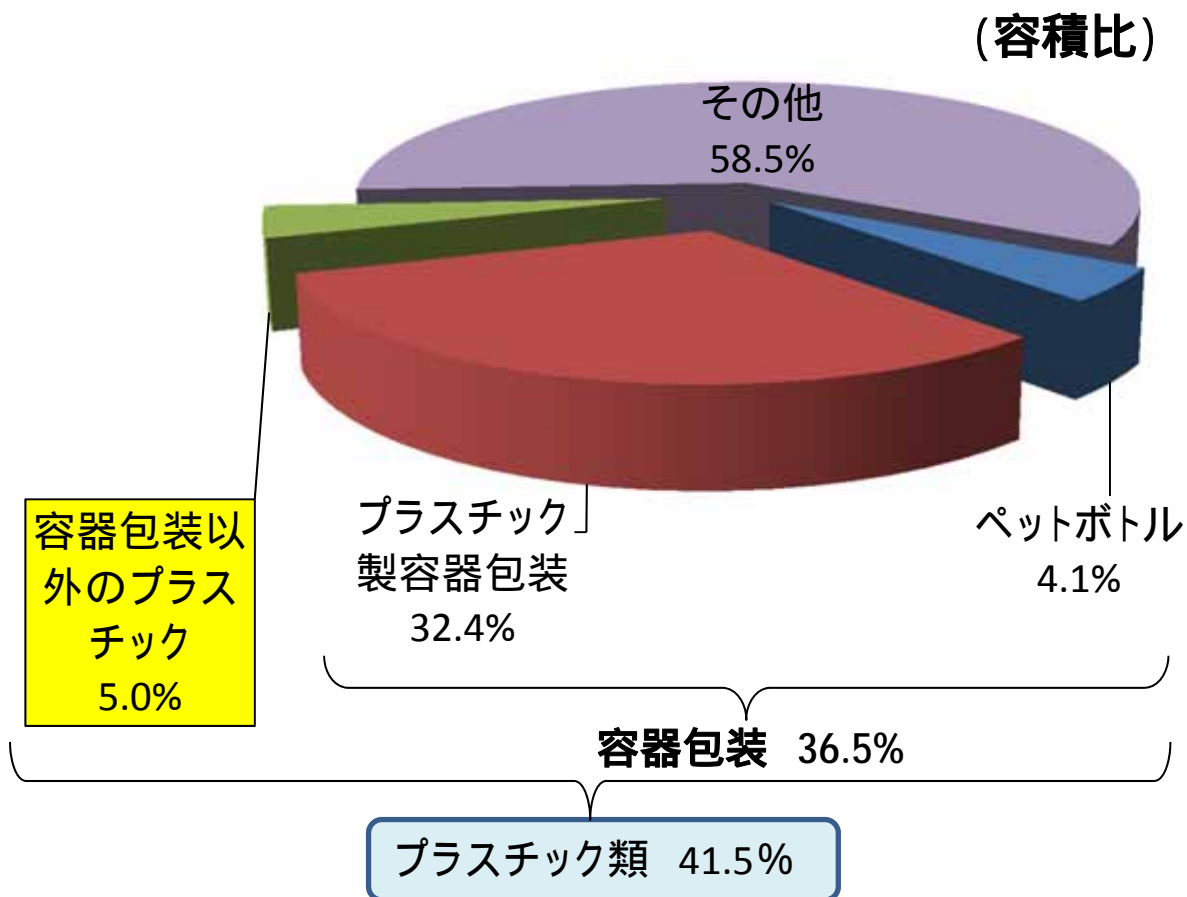
(億円)

拠出金総額



一般廃棄物中の容器包装以外のプラスチックの割合

平成24年度に7都市の容器包装廃棄物の使用・排出実態を調査したところ、一般廃棄物全体に占めるプラスチックの割合は容積比で約41.5%であり、容器包装プラスチック36.5%、容器包装以外のプラスチックが5.0%であった(7都市平均組成)。



:この7都市とは、東北1(人口:20万人台)、関東3(人口:5~10万人、40万人台、50万人台)、中部1(人口:5~10万人)、関西1(人口:20万人台)、九州1(人口:20万人台)。

(出所)平成24年度容器包装廃棄物の使用・排出実態調査報告書(平成25年3月 環境省)

容器包装リサイクル法関係者等による提言書・要望書一覧（2月28日現在）

- 「より少ない資源でより豊かなくらしを～発生抑制のしくみづくりに向けた提言」2013年2月19日（FoE Japan）
<http://www.foejapan.org/waste/library/pdf/130219.pdf>

- 「容器包装リサイクル法改正に向けた意見」2013年10月11日（FoEJapan）
<http://www.foejapan.org/waste/library/pdf/20131011.pdf>

- 「紙パック回収率向上の取組みと容器包装リサイクル法改正に向けての提言」2012年9月（全国牛乳容器環境協議会（容環協） 飲料用紙容器リサイクル協議会）
<http://www.yokankyo.jp/InKami/iken.pdf>

- 「さらなる環境負荷の低減を目指した循環型社会の構築について～容器包装リサイクル制度の見直しに向けた食品産業からの提言～」平成24年3月（財団法人食品産業センター 環境委員会）
http://www.shokusan.or.jp/kankyo/youki_teigen/h24-03teigen.pdf

- 「プラエ連の『提言』」（日本プラスチック工業連盟）
<http://www.jpif.gr.jp/7teigen/teigen.htm>

- 「容器包装リサイクル法プラスチック製容器包装の再商品化手法に関する要望書」（一般社団法人 日本RPF工業会）
<http://www.jrpf.gr.jp/youkihousou-1.html>

- 「容器包装リサイクル制度の見直しに向けた提言」平成24年11月20日（紙製容器包装リサイクル推進協議会）
<http://www.kami-suisinkyo.org/teigen.pdf>

- 「容器包装リサイクル法改正に向けての市民案」2013年4月17日（容器包装の3Rを進める全国ネットワーク）
<http://www.citizens-i.org/gomi0/proposal/img/20130508.pdf>

- 「廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言（平成25年6月5日 第83回全国市長会議決定）」（全国市長会）
（※1が容器包装リサイクル法に関する提言）
http://www.mayors.or.jp/p_opinion/documents/2506jyuuten-13.pdf

- 「廃棄物・リサイクル対策に関する提言（平成25年6月5日 第83回全国市長会議決定）」（全国市長会）
（※4が容器包装リサイクル法に関する提言）
http://www.mayors.or.jp/p_opinion/documents/2506teigen30.pdf

- 「容器包装リサイクル制度に関する提言」2013年9月30日（ガラスびんリサイクル促進協議会）
http://www.glass-recycle-as.gr.jp/3r_suishin/pdf/yokihoso_recycle.pdf
- 「容器包装の3R制度に関する提言」（PETボトルリサイクル推進協議会）
<http://www.petbottle-rec.gr.jp/3r/teigen.html>
- 「容器包装リサイクル法の見直しにあたって」平成24年4月（3R推進団体連絡会）
<http://www.3r-suishin.jp/teigen/teigen.html>
- 「容器包装3R制度研究会報告書」平成25年7月（3R推進団体連絡会）
<http://www.3r-suishin.jp/seidoken/seidoken.html>
- 「リユース容器の利用促進に関する要望」（全国びん商連合会）
<http://www.zenbin.ne.jp/zenbinyoubou.pdf>
- 「容器包装リサイクル制度に関する提言」平成24年10月22日（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会）
<http://www.pprc.gr.jp/news/2013102318000694.html>
- 「プラスチックの3R推進に関する提言」（NPO法人プラスチックマテリアルリサイクル推進協議会）
<http://www.pmrc.or.jp/proposal.pdf>
- 「要望書」平成25年11月（全国市議会議長会）
（※「第2. リサイクル関連法の推進に関する要望」内に容器包装リサイクル法に関する提言）
<http://www.si-gichokai.jp/official/blog/request/docs/syabun1120.pdf>
- 「平成26年度政府予算編成及び施策に関する要望」平成25年7月4日（全国町村会）
（※「6. 環境保全対策の推進」内に容器包装リサイクル法に関する提言）
<http://www.zck.or.jp/activities/250704/youbou.pdf>
- 「平成26年度国の予算編成並びに施策に関する要望」平成25年7月（全国町村議会議長会）
http://www.nactva.gr.jp/resource/topics_files/20130722173516.pdf
- 「要望書」平成25年7月（公益社団法人全国都市清掃会議）
（※「第2. リサイクル関連法の推進に関する要望」内に容器包装リサイクル法に関する提言）
<http://www.jwma-tokyo.or.jp/asp/activity/250726youbousho.pdf>
- 「容器包装リサイクル法の改正を求める緊急要望」平成25年8月21日（特別区長会）
http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/pdf/yobo_250822_03.pdf
http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/pdf/yobo_250822_04.pdf